

条例見直し調書

作成年度 平成20年度

条例名		神奈川県行政機関設置条例		
条例番号		昭和31年神奈川県条例第31号	法規集	第1編第5章第1節
所管部局室課		総務部人事課		
条例の概要		地方自治法第155条第1項及び第2項並びに第156条第1項及び第2項の規定に基づき、行政機関(警察署を除く。)の設置並びに名称、位置及び所管区域を定めている。		
検討	視点	検討内容		備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方自治法第155条第1項及び第2項並びに第156条第1項及び第2項の規定に基づき、県民の権利義務に密接な関係のある出先機関(行政機関)の設置並びに名称、位置及び所管区域を定めたものであり必須の条例である。		
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	行政機関については、行政システム改革等に基づき、常に見直しを進め、必要最小限の機関とするなど、適正な規定となっている。		平成20年4月施行 県央地域県政総合センターと県北地域県政総合センターを再編・統合して県央地域県政総合センターを設置するなど、行政システム改革の取組みに基づき、出先機関を再編
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	行政システム改革の視点から見直しを進めており、効率的である。		
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	常に出先機関の再編に取り組んでおり、行政システム改革基本方針の考え方方に適合している。		
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方自治法第155条第1項及び第2項並びに第156条第1項及び第2項の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。		
見直し結果	その他			
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由	平成20年度の出先機関の再編に伴い改正を実施したところである。	特記事項 行政システム改革の取組を進める中で、適宜改正を行っていく。
次回見直し予定		平成25年度	見直し規定の有無	有 無